

令和2年度 第2回大磯町障がい者福祉計画策定委員会 会議録

日時 令和2年10月2日(金)午後1時30分より

場所 大磯町保健センター 2階研修室

出席委員 萩原勝己委員長、細田満和子副委員長、寺澤弘委員、守屋ノブ子委員、野口富美子委員、小泉智子委員、竹内京三委員、松本博美委員、賀谷いくほ委員、樋笠晴美委員、畑健史委員、木村美樹委員、勝田雅之委員、田中恵子委員

事務局 町民福祉部長、福祉課長、福祉課副課長兼障がい福祉係長、福祉課障がい福祉係担当者
傍聴人 なし

議題

- (1) 大磯町障がい者福祉計画素案について
- (2) その他

資料

資料 大磯町障がい者福祉計画（第3次障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）素案

参考資料 大磯町が支給決定している方の利用状況

【議事要旨】

- (1) 大磯町障がい者福祉計画素案について

事務局・コンサル：資料に基づいて説明

委員：78 ページの「第5章第6期障がい福祉計画、2障害福祉サービスの見込量（1）訪問系サービス①必要な量の見込み（1月当たり）」の中で重度訪問介護と同行援護の今後の見込みについて、施設入所から地域へ移行ということの反映として、ゼロではなく目標があった方がいいと思う。

事務局：地域移行という国の大きな方向は町も考えていくと計画上に位置づけている。在宅サービスについての今後の計画値の見込みについて精査したいと思う。

副委員長：71 ページで施設入所者数が1.6%となっていて地域生活移行者数が6%以上となっている。

施設入所者数が1.6%減だったら地域生活移行者数と形が1%以上違うとどういうことなのかということを説明していただきたい。法的な根拠として差別解消法というのはここに取り入れるような感じではないのかなと。この施策の中でも合理的配慮という中で行われるのではないかなと思う。58 ページ「第4章施策の展開、基本目標1. 住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまち（4）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実①コミュニケーション支援の充実」で手話など本当に貴重なものだと思う。失語症の人に関わるような支援は入るのではないかな。また、児童のところでピアサポートがあるが、大人の方にとってのピアサポートのあり方や支援の検討をしていただければよいと思う。最後に、

55 ページ、福祉人材の確保ということはとても重要だと思う。福祉職の方が入所者の方に感染させ介護施設が訴えられるというような福祉人材の方のケアや安全に働けるなど、福祉ではなく就労のことかもしれないので、そのようなところも今だからこそ言及してもいいのではないかと思う。

事務局：まず差別解消法の関係で、70 ページ「第4章施策の展開、基本目標3. (5) 権利擁護の推進」の項目になります。主な取り組みの一番上に「人権意識の普及・啓発、障害者差別解消法の推進」のところで取り組んでいくという位置付けをしている。まずは普及・啓発、障がい者理解というところを主張して取り組んでいきたいと思っている。次に高次脳機能障がいなどに伴う失語症パートナーですが、大磯町に対象者がいないため、そのようなサービスや取り組みができてない状況。ここは少し確認しながら、大磯町で取組めるのか確認したいと思う。ピアサポートについては、子どもだけではなく大人もという部分はまだ整備中である。障がい福祉だけではなく子育て部門または教育部門等策定が必要だと思うため、必要な部分について整理していきたい。続いて、人材確保の部分ですが町の方からどのようなケア、コロナの関係で感染防止の観点からどのようなことをと言うと衛生物品等の配布等は県を通じて県独自と町独自の部分とで、マスクや消毒液や手袋などの衛生物品を配布している。町の方から地域の事業所に声を掛け、連携を取りながら行っているところで、これを継続していくような形で強固連携し必要な整備をしていきたいと思う。

コンサル：71 ページ「第5章第6期障がい福祉計画、1 成果目標(1) 福祉施設入居者の地域生活への移行」のところについて補足させていただく。こちらの方確かにどちらの項目も国の指針では令和元年度の施設入所者数を基準の数としながら目標を設定している。実際に施設入所者数、国がこの目標設定した元々の考え方としましては施設入所者の地域移行を進めていくということが基本にある。新規の施設の利用者等も入ってくるため、令和5年までの中で地域移行も進めつつも新たに入ってくる部分も踏まえながら施設入所者としては1.6%の削減、それ以上に地域移行を進めていくという形で6%以上というような形で方針を出している。

委員：日中活動系サービスのところで80 ページに医療型短期入所と福祉型短期入所はサービスが逆になっている。関連して81 ページ①必要な量の見込み(1月当たり)のところで福祉型短期入所については実質から見込みが減った理由を説明していただきたい。

事務局：80 ページの言葉が逆だということは内容を確認する。81 ページの令和2年度の見込みから令和3年度は下がっているところは、今短期入所を使われている方が令和2年度末で短期入所ではなくて施設入所になることを見込んだ形で令和3年度減らしているという状況。

事務局：今のことに補足で、あくまで実績、現状ということを踏まえて、この人数で行っている。令和2年度が9で令和3年度がなぜ8なのかは、定期的な利用者が入所予定ということがわかっているため、それを加味した形の数値にしその後を見込んでいる。

委員：大磯町の障がい者支援サービスの新規参入は最近ここあったのか。地域で生活することと大変国が推奨しているようで、大磯町では例えばグループホームの空きがあるのかないの

か、今何が不足しているのか。

事務局：新規参入につきましてはここ数年ではないが、相談はある。児童サービスの方ではつい最近でも話もあり、大磯町に放課後等デイサービスの事業者がないので相談が2件ぐらいきている。グループホームの空き状況ですが、今のところ3月31日時点の資料から、1人空いている。

委員：それは足りているのか。需要と供給の面でどんな感じなのか。

事務局：まずグループホームに入りたいという時、必ず町や障がい支援事業所に相談があり、その中でグループホームの空き等を探している。いきなり空いているところに入るといよりは、ある程度事業所のつながりやその方を知っている流れの中で受け入れするグループホーム等に入ることがよくある。不足しているというところまではないが、ただこれからの流れ中でグループホームは必要になってくるという認識はありますので、今後の見通しの中でそのあたりを考えていきたいと思う。

委員長：今のグループホームをやっている方として、実際のところうちは空きがあるが人が足りない。全てのグループホームに夜勤者配置をする体制をとっていて、一部の職員にかなり負担がかかっているような状況。入所施設もあり、入所施設から先ほどの話の実際に人手の確保もままならないという状況の解消ができないとなかなか前に進むことができない。

委員：87 ページ「第5章第6期障がい福祉計画3地域生活支援事業の見込量（5）移動支援事業」で、本年度の利用者が減っているというのは、本当に生活する地域生活あるいは社会生活あるいはお子さんの通学などいろいろな意味で移動支援は必要なのに、事業所もなくヘルパーさんもない。本当に深刻ですね。このような中で②見込量確保の方策というところにニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含むということを書いているので非常に全貌があるなと思ったが、多様な使い方ができる中で、事業所の運営が成立していくということもある。これが具体的にどのようなことか、説明いただきたい。

事務局：まず令和2年度の見込みについては、事業所がないのではなく新型コロナウイルスの関係だと思うが、実績を見た中での見込みになる。令和3年度、4年度、5年度と数値が開いていいのかということは今後考えていきたい。あと②見込量確保の方策で柔軟な形態の実施については、あくまでも今時点で移動支援については町の方針に基づいて行うことで考えており、このような形で見込み量に合わせた形で移動支援をどう利用していただくかは、ヒアリングや町の方針を緩和するところでは考えてない。

副委員長：先ほど福祉人材の件で、関係機関と連携して検討するとあるが具体的にどのようなことを連携していくのか。

事務局：今のところですが、町としてできることは周知に関して考えている。町で人材募集とかの掲示ができるのか、という手法は検討できていないが、今の時点でできる形で考えている。

副委員長：定年になった後などボランティアをしている方たちが再就労支援みたいな形をして介護の人材になっていただくなど、どこからが事業所とか難しいところがある。

事務局：以前町内の事業所から町のOBを介護や福祉の仕事に興味があれば是非活用したいという

ような相談があり、町としてできる範囲で協力し、そのような募集をしている施設事業所があるというような周知をした実績はある。各町内の事業所でどういう人材が必要で確保できるような方策があるというようなことを情報公開しながら資料を提供し、できることを探っていきたい、まずは周知に取り組んでいきたい。

委員長：補足ですが、先ほどから出ているグループホームも、日中活動の支援につきましても15年前くらいと比べると倍あるいは3倍以上に福祉現場で働く人の数は実は増えている。これは国の基準が措置制度が終わってどんどん変わり、私たちが若い頃には例えば入所施設4.7対1で対応していたところが2対1とか1.7対1とかの割合で対応するようになり、したがって働く人の数は実は非常に増えているというのが実情。ところが、増えたもののそれだけの支援の内容の充実なのかというのがあるが、今の状況では今度それを維持していくのは少々難しいなと感じることが増えてきている。今後ますます働き手の人が減っていくが、今回の資料では町の障がい者の方は増えていくわけで、持続可能な形と世の中の状況としてはただ拡大だけを目指していくと言うかあるいは現状維持を前提に考えていくということではもう少々足りなくなってきたと感じている。

委員：精神障がいの方は幅広い症状があって、若い人が昔は多かったが、今は年を取っても出る方がいるので総合失調症とか重い鬱とか老人でもいろいろあり、一人一人の家庭の状況とかそれによって人間関係を含めていろいろな状況がある。多分相談に行くように聞けばまずは市町村の福祉の関係や高齢などそのようなところに相談に行くようにと進めるが、そこまで行かなくて私たちのような家族会や知り合いに相談できる人はいいが、内々で済ませてなかなか難しいところがある。私達も体験が活かしてなんとか支援者につなげたいと思っている。社会のニュースに出ている自殺や殺傷事件みたいなのは治療につなげていないからそのようなことになるのではないかと私は思う。ただ事件を起こした本人が悪いのではなく、その前に相談につなげ、この私たちの力、そんな苦しい人がでないう、相談で頑張ることはできるだけ相談業務につなげたいというのが私の目標です。そのようなことが町で聞いてあげられる、そのような心でいていただきたいなとお願いしたい。

委員：30ページ「第2章大磯町の状況、1大磯町の現状(13)地域の社会資源の状況①地域の施設・事業者」のところに重度訪問介護が1か所あり同行援護行動援護はゼロ、それから生活相談支援が3か所とありますが後ろの方の78ページ先ほどここで申し上げた重度訪問介護がゼロになっていて、行動援護はゼロなので同じだが、相談支援の方が84ページで3となっている。その説明をお願いしたい。

事務局：まず30ページ「(13)地域の社会資源の状況①地域の施設・事業者」こちらは町の方で指定を受けている、このサービスメニューの指定を受けている事業者の数を記載しているもので、78ページの見込み量のところは町が支給を決定し、サービスを受けていただく人の見込みになっている。事業者の数と利用していただく人の部分で違いが生じている。サービス等利用計画を作るその必要性を受けている事業所が30ページには3事業所あります。84ページの相談事業については町の方で総合相談を委託している事業所が1か所ということで同

じ相談という言葉を使っていますが、計画を作る事業所と広く一般の総合相談を受けている事業所の違いの数でございます。30 ページについてはわかりやすい表現を考えてみたい。

委員：町の議会について、新たに盛り込んで欲しいものがある。議会の内容で、その時の議事の内容が、耳が聞こえない私たちには全くわからない。大磯町が良くなるために私たちももっといろいろなことを知りたいと思っている。テレビ放送の時に手話通訳あるいは字幕を入れて欲しい。

事務局：議会、本会議など話し合いの場において、手話通訳等、情報がきちんと伝わるような形にしてほしいとの話で、しっかりと町の関連部署と検討をしていきたいと思う。

（２）その他

事務局：今後の予定について、素案については本日の意見や整理中の項目等を整理し修正をしていきたいと思っている。素案を修正した後はパブリックコメントを11月16日から12月15日に行う予定。パブリックコメントを行う前までには修正後の素案を郵送させていただく。

次回の第3回の大磯町障がい福祉計画策定委員会は来年の1月12日（火）午後1時30分から開催、本日と同じこの会場となる。

<閉会>